

議案第 38 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第 11 条第 1 項 前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査		2 法第 11 条第 1 項 前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 貯蔵所 ア～ウ [略]	[略]	(2) 貯蔵所 ア～ウ [略]	[略]
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等		エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等	

を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

⑦～⑩ [略]

[略]

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,450,000円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,720,000円

⑨ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,920,000円

⑩ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上のもの 1件につき 2,360,000円

を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

⑦～⑩ [略]

[略]

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,180,000円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,410,000円

⑨ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,590,000円

⑩ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上のもの 1件につき 1,950,000円

蔵最大数量が 50,000 キロリットル 以上100, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円
(カ) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,00 0キロリット ル以上200 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>2,74</u> 0,000円
(キ) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,00 0キロリット ル以上300 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>5,64</u> 0,000円
(ク) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,00 0キロリット ル以上400 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>7,24</u> 0,000円
(ケ) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,00 0キロリット ル以上のもの	1件につき <u>8,79</u> 0,000円
カ～シ [略]	[略]
(3) [略]	[略]

3～15 [略]

16 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第
204号) 第5条第
1項の規定による高
圧ガスの製造の許可
の申請に対する審査
(1) [略]
(2) 高圧ガス保安法
第5条第1項第1
号に該当する者で
あって移動式製造

[略]

蔵最大数量が 50,000 キロリットル 以上100, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円
(カ) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,00 0キロリット ル以上200 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>2,27</u> 0,000円
(キ) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,00 0キロリット ル以上300 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>4,55</u> 0,000円
(ク) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,00 0キロリット ル以上400 ,000キロ リットル未満 のもの	1件につき <u>5,82</u> 0,000円
(ケ) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,00 0キロリット ル以上のもの	1件につき <u>7,07</u> 0,000円
カ～シ [略]	[略]
(3) [略]	[略]

3～15 [略]

16 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第
204号) 第5条第
1項の規定による高
圧ガスの製造の許可
の申請に対する審査
(1) [略]
(2) 高圧ガス保安法
第5条第1項第1
号に該当する者で
あって移動式製造

[略]

設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第22項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（次号に掲げる者を除く。）

ア～コ [略]

(3) 前号に掲げる者 1件につき 6,000

であって移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の4第1項の許可を受けたもの

(4) [略]

17～19 [略]

20 高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査

(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査

第16項各号に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合し

設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び第22項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

ア～コ [略]

(3) [略]

17～19 [略]

20 高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査

(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査

第16項各号に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油

[略]

[略]

<p>(2) [略]</p> <p>(3) 高压ガス保安法第20条第3項の規定による高压ガスの製造のための施設の完成検査</p> <p>(4) [略]</p>	<p>ていると認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p> <p>第17項各号に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高压ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合している</u>と認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p>	<p>ガス法」という。)第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法第37条の技術上の基準に適合している</u>と認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p> <p>第17項各号に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高压ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法第37条の技術上の基準に適合している</u>と認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p>	<p>ていると認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p> <p>第17項各号に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高压ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法第37条の技術上の基準に適合している</u>と認められたものの完成検査にあっては、6, 100円)</p> <p>[略]</p>
21～43 [略]		21～43 [略]	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。